

危険を伴う作業に対する制限

飲酒や病気・負傷・過労等により正常な作業が困難な場合は作業をしないか、作業内容を制限する必要があります。特に、機械作業や高所作業、農薬散布作業など危険を伴う作業には従事しないことが重要です。

また、高齢者・女性・年少者等が行う作業についても、事故防止のため、作業内容に配慮しましょう。

取組事項

- ・ 余裕をもった作業計画を立てる。
- ・ 1日あたりの作業時間を設定し、定期的に休憩をとる。
- ・ 定期的な健康診断の受診等、健康管理に取り組む。
- ・ 高齢者・女性・年少者が行う作業内容に配慮する。

高齢者、女性、年少者への配慮及び、作業者の過労状況などに配慮した作業計画を立て、事故防止の徹底を図ることが大切です。

【作業の割り当て】

次の者は、機械作業、高所作業等の危険を伴う作業に従事しない、又はさせないことが重要です。それ以外の作業であっても、必要に応じて作業内容を制限しましょう。

- (1) 飲酒し、酒気を帯びている者
- (2) 薬剤を服用し、作業に支障がある者
- (3) 病気、負傷、過労により、正常な作業が困難な者
- (4) 妊娠中及び産後1年を経過していない女性（特に当該作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者）
- (5) 年少者
- (6) 作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合は除く）
- (7) 機械操作や化学物質等を取扱う作業において、必要な資格を有していない者

【作業時間】

1日の作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、定期的な休憩の取得、準備体操の実施を計画に盛り込みましょう。

【作業計画の見直し】

作業に無理が生じると、結果的に事故発生の原因になります。余裕をもって無理のない計画を立てることが大切です。

また、気象条件等により作業に変更が必要となった場合は、速やかに作業を中断し、作業計画を見直しましょう。また、複数名で作業する際は、事前にその日の作業について打合せを行いましょう。

【健康状態の把握】

定期的に健康診断の受診を受ける等、日頃から健康管理に努めましょう。疾病がある場合は、医師等健康管理の専門家に相談し、休暇の取得や作業の分担、見直しを行いましょう。

【高齢者・女性・年少者への配慮】

高齢者については、加齢に伴う心身機能が変化することを踏まえ、作業分担に配慮しましょう。また、作業現場は誰にでも安全で快適に利用しやすいようにバリアフリー化を進め、作業機械の選定に当たっては、高齢者等の利用に配慮しましょう。

女性(特に妊娠中及び産後1年を経過しない女性)や年少者に対しては、重量物の取扱いをはじめ、高所作業、著しい振動環境下にある作業及び深夜の作業を行わせないようにしましょう。

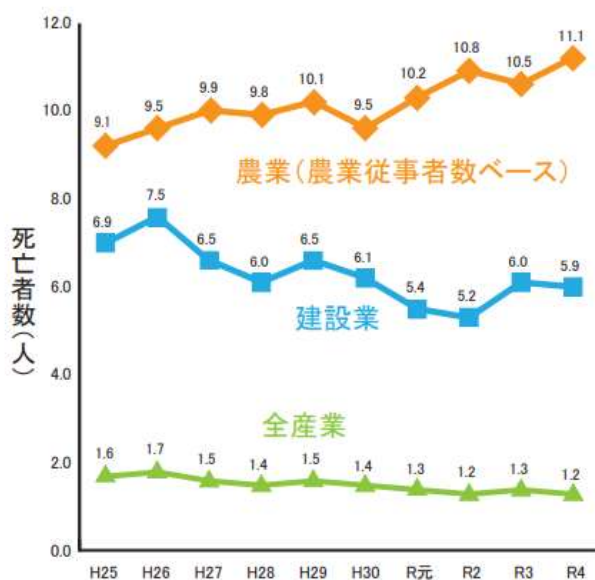


図1 全国における就業人口10万人当たりの死亡事故者数の推移 出典:農林水産省資料

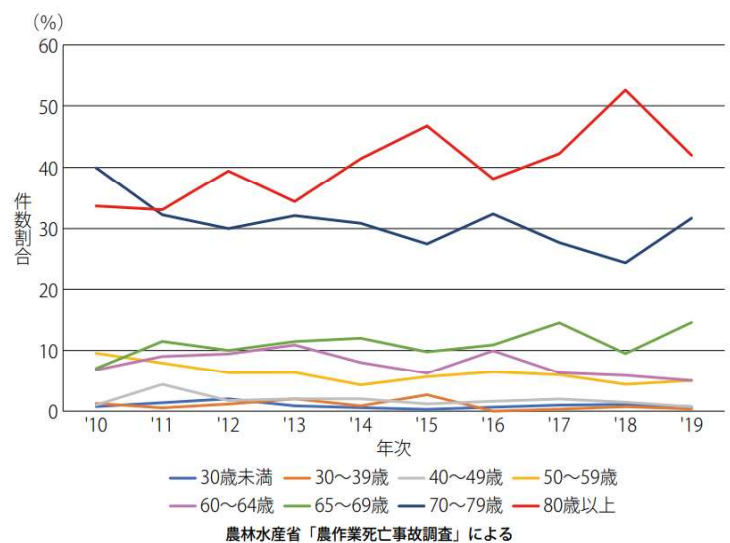


図2 農作業死亡事故の年齢層別の推移 出典:(一社)日本農業機械化協会 農作業指導安全マニュアル

【根拠法令等】

- ・農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表)
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)(令和2年度農林水産省公表)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)

